業務管理体制の整備に関する届出について

1　整備が必要な業務管理体制

次により事業規模に応じて必要な体制を整備してください。

指定・許可の事業所等の数	整備する業務管理体制		
	法令遵守責任者の選任	業務が法令に適合することを確保するための規程の整備	業務執行の状況の監査
１～１９	必 要	－	－
２０～９９	必 要	必 要	－
１００～	必 要	必 要	必 要

注）事業所・施設数には介護予防及び介護予防支援事業所を含みますが、みなし事業所は除きます。

＜みなし事業所＞

病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所。

2　届出先

事業所等の所在状況により届出先が異なります。

事業所等の所在状況	届出先
２以上の都道府県の区域に所在する事業者	
３以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働省 （老健局総務課介護保険指導室）
２以上の都道府県の区域、かつ２以下の地方厚生局の管轄区域に所在し、主たる事務所が愛媛県内に所在する事業者	愛媛県（地方局地域福祉課）
愛媛県内のみに所在する事業者	
指定事業所が同一中核市内（松山市内）にのみ所在する事業者	松山市（指導監査課）
地域密着サービス（予防含む）のみで、そのすべての指定事業所が同一市町内に所在する事業者	市町（介護保険担当課）
上記以外の事業者	愛媛県（地方局地域福祉課）

3　届出様式及び提出期限

次により提出願います。

届出が必要となる事由	様　式	提出期限
業務管理体制を整備し届け出る場合	第 12 号	遅滞無く
区分変更 ※事業所等の指定等により届出先が変更した場合 （例：市町→県、県→厚生労働省への変更） 注）変更前・後の双方の行政機関に届け出てください。	第 12 号	遅滞なく
届出事項に変更があった場合 注）次の場合は変更の届出は必要ありません。 ○事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合 ○法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合	第 13 号	遅滞なく